徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

第四項の規定に基づき、 及びにしきごいをいう。以下同じ。) の取扱いについ 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定及び第百七十一条 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、 て次のとおり指示する。 こい (まごい

あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、 ただし、 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、 この限りでない。

令和五年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

## 第一 指示の内容

## 一 持ち出しの禁止

Ιţ が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面において、コイヘ 徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、 こいを持ち出 コイヘルペス 当該水域にお してはならな ウ イル いて ス病

するものとする。 この場合、 徳島県内水面漁場管理委員会は、 当該水域の範囲について速やかに 公表

## 一放流の禁止

ない。 に該当する場合は、 い。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべて公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面においては、こいを放流してはなら この限りでない。

- 放流場所が、一に基づき告示され た水域でないこと。
- 2 個人の池を含む。 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系 ) に由来するものでないこと (養殖場及び
- 3 個人の池を含む。 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイ )に由来するこいと水を介しての接触がないこと。 ルスに汚染された水系 (養殖場及び
- れたこい群の個体であること。 放流しようとするこいは、PCR (ポリメラー ゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認さ

## ペー 指示の期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで